

「黙秘権」考

イギリス高等法院女王座部判事 ニコラス・フィリップス

（渡辺修・訳）

*本稿は、一九九六年四月二三日、京都市左京区の芝蘭会館にて、京都大学法学部鈴木茂嗣教授、神戸大学法学部三井誠教授のお世話のもとに、関西ブリティッシュ・カウンシルの主催で開催された英国高等法院女王座部判事のニコラス・フィリップス卿の講演を訳出したものである。

一 はじめに イギリスでは、有罪を言い渡される者のほとんどは前もって有罪の自白をしています。他方で、無罪を言い渡された被告人の多くは、警察の取調べに際して、答えるのを拒み、また、公判でも証拠の提供をしていない人たちです。つまり、イギリスで、「黙秘権」とよぶ権利を行使したのです。そこで、今日の講演では、黙秘権の性質、その正当性について、お話ししたいと思います。そして、イギリスでは、黙秘権の縮減が進んでいます。その内容と理由について、お話しします。また、そのため、欧州法と矛盾・対立する状況にたちいたっていることについて触れたいと思います。

二 黙秘権の意味

黙秘権とは、単一の権利ではないのです。むしろ、様々な権利の集合と見るべきです。但し、いずれも同一の原理を反映したものです。何人も、自己負罪のおそれがある場合には、質問に回答するように強要されないという原理です。何のために個人が質問に応ずることを命じられるのか、そんな疑問が残るかも知れません。個人の自由が最高の価値をもつ社会を考えてみましょう。そこでは、個人は、質問に答える・答えないを決める権利をもっています。「君と話はしたくない」、そう返事をすればおしまいです。ですが、個人の自由をここまで保護する社会はありません。多くの場合、社会は、個人に情報提供を求める必要に迫られるのです。法もまた、個人に情報提供を命ずるのです。これに応じない場合には、制裁さえ予定せざるをえないのです。黙秘権は、そうした場面で、市民が応答する義務に一定の制限を設けるものです。市民は、こう答えていいのです。「その質問には答えられない。自己負罪となるおそれがあるから」と。

黙秘権の起源はなんなのでしよう。この点は、歴史のもやのなかに隠れてしまっています。一般には、一七世紀にさかのぼると言われています。星法院が廃止された後の時代です。星法院は、拷問による取調べを含めた手続を採用していたのですが、これに対する一般の拒絶反応が生まれました。これが、黙秘権の本当の起源なのかどうかはさておき、黙秘権あるいは自己負罪拒否特権は、今やわが国の不文憲法に確固として刻み込まれた原理となっております。つけ加えておきますと、同じ原理が、起源も同じですが、アメリカ合衆国でも有名な修正五条によって、同国憲法の重要な柱を形成しています。

以下では、黙秘権について二つの場面で考えてみます。まず、被疑者が警察で取調べを受けているときです。次に、裁判所前で質問されているときです。

三 警察の取調べ

警察は、犯罪の捜査をして、犯罪を行った合理的な疑いのある者を裁判所へ引致する責務

を負います。この責務を実現するため、警察は、固有の権限を与えられています。停止、捜検、逮捕、留置、拘束した者の取調べの権限などです。但し、身柄を拘束された者に対して、取調べに応じて供述するように強要する権限、これは今も昔も認められていません。黙秘権があるからです。逮捕された者は、警察の質問に答えるのを拒む権利があるのです。但し、被疑者は、警察に拘束されると動転してしまいます。黙秘権をきちんと自覚していないと、なんの意味もないこととなります。警察は、制約を受けていなければ、逮捕した人に相当の圧力をかけて質問に応答せざるをえなくさせることができます立場にいます。

みなさんが、暗くうっとうしい官房に監禁されていると考えてみて下さい。警察が求める情報をまず提供しろ、そうでなければ家族に電話することなど問題外だし、ましてや釈放されて家族のもとに戻ることは論外だ、そう説明を受けるのです。供述をしようという誘惑にまけて、当然ではないでしょうか。そこで、我々は、ひさしく警察に執務規範を科してきました。被疑者の処遇、とくに取調べ方法を規律するものです。現在は、警察を管轄する内務省が、一九八四年のPACE法に基づいて、様々な執務規範……それぞれ包括的な内容ですが……これを策定しています。そんな形で受け継がれています。こうした規範のひとつは、「警察官による留置、処遇、取調べ、身元確認」について規律しています。これがもつとも詳細な規範です。逮捕された者が人道的に取り扱われ、不当な圧力を受けないようにすることをねらったものです。最近、法改正がありました。後でふれます。それまでは、被疑者に、次の告知をまず行わないと取調べをしてはならないとされています。「自己の意思に反して話をする必要はない。但し、話したことは証拠となることがある」。

警察官は、犯罪について取調べ中、被疑者に対して公訴を提起すべきであり、これに必要な証拠があると確信するに至った場合、当該犯罪に関する取調べを中止しなければなりません。執務規範は、被疑者の処遇、

特に取調べの方法・条件について厳格に規律しています。それは、黙秘権を保障することだけが目的ではないのです。警察が不当な圧力により被疑者に自白させた、あるいは架空の自白を「でっちあげた」、そんな非難を受けることがままあります。時には、かかる非難が、根拠のある確かなものであることが証明されることもあったのです。そこで、規範の目的は、被疑者が自白する場合には、任意かつ信用できるものであること、これを保障することにあります。むろん、可能な限りとつけ加えるべきでしょうが。

一九八四年 PACE 法の七六条は、次のように規定しています。自白が、強制によったり、あるいは、自白の時の諸事情に照らすと、自白の信用性を失わせる可能性が高い言葉・態度によってえられたおそれがあるとき、裁判所はこれを証拠から排除しなければならない。但し、同条によると、自白が排除されたとしても、自白により発見された事実は、許容性をうしなうものではないと定めています。もっとも、PACE 法七八条は、さらに、次のような規定を置いています。「いずれの手續においても、裁判所は、公訴提起者が証拠調べを請求する証拠について、その収集の状況などの諸事情を考慮した上、これを許容すると手續の公正さが裁判所として認容しがたいほど害されると思料するとき、証拠調べ請求を却下できる」。

では、黙秘権との関連では、この公正さの原理の限界はどこにあるのでしょうか。

これを示す格好のケースがあります。香港からロンドンの枢密院司法委員会に上訴されたものです。事実は次の通りです。ある少女が、強姦されたと自分の兄弟と男友達に話しました。その後、彼女が自分を強姦したと名指した男が殺されました。警察は、この兄弟と男友達を逮捕しました。三人とも殺人を自白しました。自白したのとどまりませんでした。三人は、ビデオカメラの前で殺害の犯行再現をし、さらに、まだ録画中なのに警察を波止場に連行して殺人の凶器を海にすてたと言いました。凶器は後に発見されました。ナイフです。本件の凶

器であることは明白でした。刃体の一部がおれて、被害者の頭蓋骨に刺さっていたからです。

公判では、三人は、自白が警察の蛮行によって余儀なくされたものであると主張しました。裁判官は、自白が任意になされた証明がないとして、これを排除しました。ただ、裁判官は、ビデオを再生して取調べることは、認めました。このビデオも、むしろ自白と同じく被告人らの有罪をまごうことなく示す内容のものでした。しかし、枢密院は、このビデオは被告人が殺人を行ったことをはっきり証明しているものではあるが、自白と全く同一・同内容であって、公正さに照らして両方とも排除すべきであったとしました。枢密院は、こう述べたのです。「自己負罪拒否特権はイギリスに深く根付いている。警察が不当に被告人から自白を引き出しても、あとで自白が真実だと証明されれば、有罪判決を得るため、被告人に不利にこうした自白を使えると確信するのを放置したならば、この権利は著しく侵害されてしまう。自由社会の基準を損なうよりも、有罪の者が何人か有罪判決を免れるのに甘んじることこそ、是とすべきである」(Lam Chi-Ming v. The Queen [1991] 2. a. c. 212 at 222)。

四 裁判所での取調べについて 被疑者はもとより警察の質問に答える必要はありませんが、これにとどまりません。一般的なルールとして……むろん、後に触れる例外があります……、法廷で証人は、応答すれば自己負罪のおそれがあることを理由にして、尋問に答えるのを拒めます。例えば、民事訴訟で、会社が従業員を背任で訴えたとします。従業員は、銀行口座の開設場所、そこにいくら貯金があるかなどの質問について答を拒めるのです。答えれば、自己負罪のおそれがあるからです。

刑事裁判では、どうでしょうか。ここでは、被告人は証拠提供を拒む権利があります。被告人がこの権利を行使すると、検察官はそれ以上質問すること自体が許されなくなります。のみならず、最近まで裁判官は審理を終えるにあたり陪審に事件の要約を行います。そのとき、被告人は黙秘権を有しているから、自分なりの事件の見

方について説明しないからといって不利な推認をしてはならないと説明しなければならなかったのです。この説示は、実は常識には反するのです。すこし考え深い陪審員なら、「被告人に言い分があるなら、なぜそれを我々に話さないのか」、こういう疑問を抱くのがふつうでしょう。裁判官は、陪審員に被告人が警察の取調べに對して答えなかった事実から、不利益な推認をしてはならない、このことも説明しなければならなかったのです。

五 ゆりもどし——最近の黙秘権制約の動き　これで、黙秘権の説明はおわります。次に、黙秘権がいかに侵害されはじめているか、お話しします。

議会は PACE 法によって、警察の拘束を受けている被疑者の保護を強化しました。しかし、これと時を同じくして、議会でも裁判所でも、黙秘権濫用と目すべき事態に対する反感も強まったのです。例えば、詐欺の犯人らが巨額の他人の金銭を盗み隠していると疑うべき理由がきちんとあるのに、民事訴訟でこうした財産の所在を明らかにして正当な所有者に戻すのに必要な書類の提出、質問への応答、これらを拒む権利が与えられるのです。これは耐え難いことです。一九九二年に、貴族院議員が、アイスター有限公司対タリー事件 (Ister Ltd v. Tully [1993] A.C.45) の判決の中で、こうした主旨の手厳しい意見を表明しています。

テンプルマン卿は、次のように述べました (at 53)。「民事事件では、裁判所が、被告に対し、原告の財産なり金員をどうしたのか具体的に説明するように命令し、また、これに関連する書類の提供を命令することがある。自己負罪拒否特権はそのときにこそ行使できる。だが、これはもはや古き時代の遺物であり、許されざる残滓とみざるをえない」。グリフィス卿も、これに同意してこう述べています (at 57)。「自己負罪拒否特権がないと、被告人が拷問によって書類提出を強いられかねなかった時代もあった。そうであれば、権利保障も正当であったが、それはもはや過去のことというべきだ。また、民事訴訟に関連しては考慮すべきこととは思わない」。

この事件で、貴族院は、こう述べたのです。「民事裁判所は、検察庁から、民事手続で提出された書類や情報は利用しないとの確約を得ることを条件にして、被告に対し、裁判所規則に従い、情報を提供しよう命令しても適切である」と。

情報が、被告の有罪を立証するのに使われるリスクがなくなれば、黙秘権も消滅するというものです。この事件は、裁判所が、正義の実現が妨げられる場合にはこれを制限するため一歩踏み出した一例です。そこで、議会が、これと同一の目的を実現するため、一歩踏み込んだ領域がいくつかできています。この点について、お話ししましょう。法律上、供述を刑事手続で使用しないという条件のもとで、黙秘権を排除しているものがいくつかあります。

一九六八年窃盗法三一条は、何人も、財物所在確認の手続上は、答えを拒むことはできないと定めています。但し、答えた内容は、刑事手続上証拠として許容されないとされています。ですから、民事裁判所で、被告人が窃盗を認めますと、この自認は刑事公判では被告人に不利に使えないのです。最高裁判所法七二条も、知的財産権侵害、偽ブランド品販売などに関する手続上行われる質問について同一の規定を置いています。これらは、黙秘権を排除する一方、供述は刑事手続では証拠として使用禁止とすることを保障しバランスをはかっている例です。ですが、議会は、さらに踏み込んだところまでできています。被疑者に対して刑罰の制裁により応答を強制し、しかも、その答を刑事手続上本人の不利に使用することができる場面を認めているのです。とりあえず、刑事手続上のこうした修正について触れます。

一九八七年の刑事司法法二条によると、重大な詐欺犯罪局の局長は、重大かつ複雑な詐欺罪の疑いについて捜査対象者に対し、質問に応答し、情報・書類の提供を命ずることができ、合理的な理由なく命令に従わなかつ

た者は、六月以下の拘禁刑に処せられるのです。同二条の質問に対する応答中の供述は、後の詐欺罪の訴追では証拠使用が禁止されています。但し、被告人自らこの供述と異なる証拠を提出した場合はのぞきます。したがって、被告人が、黙秘権を公判段階で行使し、証拠を提出しなかった場合には、重大な詐欺犯罪局の質問に対してなした答を自己に不利益に使われるリスクはないのです。

六 一九九四年「不利益推認」立法　これに関連して、議会が黙秘権を制限している別の領域についても触れましょう。最近まで、刑事公判では、裁判官は、陪審に、警察の取調べの際、被告人が黙秘した、あるいは証拠の提出を拒んだ、こうした事実から不利益な推認をしてはならないと警告しなければならなかった、こうお話ししました。現在は、法が改正になりました。一九九四年の刑事司法・公共安全法三四条によるものです。

裁判所は、法律が定めている一定の状況があるときには、被告人が警察署で取調べに応答しなかったことから不利益な推認ができるようになりました。そのひとつの状況として、合理的に判断した場合、被告人があらかじめ警察に説明することが期待できる事実に基づいて、公判で自己の主張をしている場合があります。これは、運用上何を意味するのでしょうか。検察官・裁判官は次の主旨の説明を陪審にしていることになるのです。

「陪審員諸君。被告人は、時計を盗んだのではない、飲み屋にいた男から買っただけだと述べています。しかし、警察は、被告人に対して、時計をなぜ所持するに至ったか質問をしました。ところが、被告人は『黙秘する』と述べたのです。時計を入手した経緯が今述べたような事情であるなら、そのときに警察に説明できたはずですよ。みなさんは、そう考えないでしょうか」。

法がこのように改正されたのに伴い、警察が被疑者に警告すべき内容も変わりました。質問に答えなくともよいという点は当然です。さらに、後に合理的に判断すると被疑者が説明できたと期待される事項についても話を

しない場合、不利益な推認がなされることがある、これも警告しなければならないのです。かかる法改正の結果、警察署内での取調べに際して、今までなら黙秘権を行使していた場合で、被疑者が質問に答えざるを得ないと感ずるようになるのかどうか、これは即断を許さないところです。私個人の考えとしては、今回の法改正が警察署で黙秘する被疑者から不利益な推認をするのを認めている点、賛成しがたいものを感じます。例えば、被疑者にしてみれば、警察が抱いている事件の性質の詳細が示されない限り、質問には答えないでいる、これも十分に合理的なことと言えるでしょう。警察は、取調べを受けている被疑者を十分に公正に扱っているという評価を再び確立するまでには至っていません。それが達成できない限り、警察署では黙秘権はその効果を完全なまま維持しておくのがよかったですのではないかと考えています。

一九九四年法がおこなったもうひとつの重要な法改正は、被告人が公判廷で黙秘する権利に関連するものです。一九九四年までは、裁判官は、陪審に対して、被告人が供述しないことから不利益な推認をしてはならないと警告しなければならなかった、こう説明しました。今どうなっているのかと申しますと、検察官側立証が終了した段階で、被告人が希望するなら証拠調べ請求権を行使できること、これを行使しなかった場合には不利益な結果になりかねない、被告人はこのような説明をうけているのです。同法三五条三項が次のように規定したため、被告人に不利益な結果になる可能性があるのです。「陪審は、被告人が起訴された犯罪について有罪か否か判断するにあたり、被告人が証拠を提出しなかったことから適切に導ける推認をしてもよい」。

これは何を意味するでしょう。被告人が証拠を提出しないとします。裁判官は、陪審に次の主旨の説示を行えるのです。これは、コーワン事件 (R. v. Cowan [1995] 4 All E.R. 939 at p. 944) のテイラー首席判事が示唆したものです。

「証拠を提出しないことだけでは、有罪を証明するものではありません。しかし、事情によって、みなさんは、被告人が有罪か否か判断するときに、証拠不提出を被告人の不利に考慮することもできます。被告人は、みなさんの前に証拠を提出していません。では、このことから、みなさんが引き出せる適切な推認とはどんなものでしょうか。みなさんは、有罪の主張は十分になされた、被告人がこれに応答すべきであると判断したとしましょう。とすると、次に、被告人は自分に向けられた主張に対する説明なり答えを陪審員のみなさんにするため、証言台にたつてしかるべきだとお考えになるでしょう。

ところが、被告人は証拠の提出をしないと決めています。この点について了解可能な理由としては、要するに、被告人に向けられた有罪主張に対する弁解ができない、少なくとも反対尋問にさらされたときにも耐えることのできるような弁解はない、これしか考えられない場合があります。そのときには、被告人の証拠不提出を当人の不利益に推認するかどうかは、みなさんの自由です。そうした判断が公正かどうかを決めるのはみなさん方に任されています」。

私は、この点での法律の改正については、全面的に賛成なのです。裁判官に許されているのは、結局は、陪審に常識上自明のことを説明するだけなのです。被告人は証拠提出を強制されるべきではありません。だからといって、証拠不提出からいっさい不利益推認をすべきではないという結論まで導かれるものではないのです。被告人が検察官の主張に対してしかるべき弁解ができるなら、陪審に対してそれがどんなものか当然説明すべきだ……そうした状態が陪審にも明白になっている、そこに特段の問題もない、そんな事件は多いのです。

私は裁判官ですが、被告人自身が説明すべきことが切実に求められている状況にあるのに、被告人は黙秘している、しかも、陪審にそこからなら不利益な事実を推認してはならないと説明するのは、誠にやりきれない思

いがするものなのです。

現在は法改正によってこうしたことは求められなくなりました。それでも、当事者主義のもとにいる被告人：
：コモン・ローの国々のことです。これと、大陸法の職権主義のもとにいる被告人とを比較すると、はるかに有利な地位にいるのです。フランスでは、被告人は、公判の中心となります。いろいろな手続段階で、被告人は裁判官から自己の弁解・言い分について尋問を受けます。被告人は黙秘権をもっています。答える必要はないのです。しかし、もし応答を拒むと、そこからはあからさまでしかもくつがえしようないほどの不利益推認がなされるでしょう。こんな形で、わが国の刑事法は黙秘権を制限し始めています。こうした改正が運用に与える結果ですが、これは裁判所がやがて示すようになると思います。

黙秘の事実から不利益推認を行っていい状況かどうか、これはことのほか限定・制限されています。したがって、裁判官が、陪審に行くこの点の法的説明には困難を来すと予想しています。その結果、黙秘権関連の手続上の瑕疵を理由とする上訴が認められる事件が多発するのではないかと心配しているところですが。

七 自己負罪供述強制手続の立法化 さて、次に民事手続上の黙秘権について、議会が認めた制限についてお話をしたいと思います。この分野は、実は刑事手続における改正よりもっとラディカルなのです。

詐欺でも重大なもの・複雑なものについて、重大詐欺犯罪局の局長が被疑者に質問に答えるように強制でき、しかも拒否したときは、拘禁刑が予定されている、この点は、さきほどお話しました。この権限は、被疑者が犯罪で起訴された後にも行使できるのです (R v. Director of Serious Fraud Office, ex parte Smith [1993] A.C.1)。しかし、このようにして収集した証拠は、通常は公判では証拠能力が認められません。ところが、こうした状況と、会社法・支払不能に関する法律の分野で最近みられる状況とを比べてみましょう。

一九八五年の会社法四三二条によると、内務大臣は、会社が詐欺に関わっていると疑うべき状況証拠があると、査察官を任命して当該会社の経営を査察させることができます。四三四条によりますと、この査察官は、会社役員を召還して、宣誓の上尋問する権限があります。さらに四三四条五項によりますと、かかる尋問に対してなされた供述は、当人に不利益な証拠として使用することが認められています。尋問に答えるのを拒否すると、裁判所侮辱とみなされます。二年以下の拘禁刑が科されます。

一九八六年の支払不能に関する法律二三五条では、支払不能になった会社の清算人・管財人は、会社経営に関わっていた者を尋問し会社に関する情報提供を求める権限があります。同法二三六条は、さらに清算人・管財人(Office Holder)に、正式の尋問手続開催の請求権を認めています。裁判所が、会社に関する情報を提供できると判断した者を尋問できます。四三三条は、二三六条に基づく尋問で得られた供述は、いずれの手続であっても、当該供述者の不利益に使用することを認めています。

詐欺罪の被疑者、被告人の中には、それぞれの事件で、今説明した法律による査察官なり、清算人・管財人等(Office Holder)の質問は、これを拒む権利があると主張することがあります。理由としては、自己負罪のおそれがあるときたり、答えに関する記録は秘密扱いにされるべきであり、重大詐欺犯罪局に提供されるべきではないとするものです。しかし、今のところ、そうした主張をしてもなんら成果は得られていません。

例えば、ロンドン・ユナイテッド・インベストメント有限会社事件(In re London United Investments PLC [1992] Ch.578)では、会社取締役が、一九八五年法の四三二条により任命された査察官の質問を拒みました。高裁はこう述べました。査察官が任命されるのは、多くの場合詐欺の嫌疑が存在している、尋問を受ける者が現に質問に応じられる責任ある地位にいるからである、とすると、法律自身がすでに自己負罪拒否特権を排除する

「黙秘」の前提にたつてみるとみるべきである、査察官が尋問する者はこれを援用できない、と。ビッシュオブスゲイ
ト・インベストメント株式会社事件 (Bishopsgate Investment Ltd v Maxwell [1993] Ch.1) では、高裁は、
一九八六年の支払不能に関する法律二三五条、二三六条による正式の尋問、非公式の尋問いずれについても、今
述べたのと同じ判断をしめています。支払不能事件における清算人・管財人など (Office Holder) の主たる
責務は、財産の所在確認と、その保全です。彼等の権限は、尋問を受けた者が自己負罪拒否特権を援用できると
すると、ほぼ無意味になります。法律自身が、この特権の排除を黙秘に認めているのです。こう判断しました。

ハミルトン事件 (Hamilton v Naviede [1995] 2 AC 75) では、貴族院は、こう判断しました。「重大詐欺
犯罪局局长は、刑事司法法二条三項により、清算人が行った尋問の写しの提出を命令する権限がある。また、か
かる書類を証拠として認めると、刑事手続の公正さを害するかどうかを判断するのは、刑事裁判官の専権に属す
る」。

この結果、被告人は同法二条によって重大詐欺犯罪局局长が尋問するよりも、清算人が尋問をする場合の方が、
はるかに自己負罪の危険が高くなることとなります。貴族院も、かかる事態は法の矛盾だと考えています。ノー
ラン判事は、次のように述べています (at 109-10)。

「議会は、一九八七年の刑事司法法二条三項により、局長に『書類』の提出を命ずる権限を与えている。ただ、
その結果、局長は、被告人が他の官庁に対して行った不利益事実の承認の記録を自由に入手して検察側主張の一
部に利用できる権限を持つことになりそうだが、それが議会の意図するところとは、にわかに信じがたい。とい
うのも、局長は二条二項により、応答命令を出して自認を得ることができるが、これを証拠として許容すること
については、議会は、同法二条八項によって、若干の例外はあるものの、はっきりと禁じている。それなのに、

被告人が形式上他の者にした自認であれば、局長がこれを証拠として入手し使用するのも許されるというのでは、あまりに法の矛盾が大きくなる。ところが、二条三項の文理からは、こうした事態が生じかねない。

一九八七年の刑事司法法制定を促した詐欺罪は、著しく悪質な態様のものであった。これを行う犯人もまた、悪らつで奸智にたけている傾向にある。だから、議会が、重大詐欺犯罪局に、被疑者を召喚して公の席につかせ、本人の自己負罪につながる情報を開示させる権限をゆだねたとしても、いささかも驚くには値しないし、また遺憾に感ずべきことでもない。しかし、この権限が、立法者意思よりはるかに広範囲に作用するものとして事実上作り上げられたとすれば、そのことこそ強く遺憾に思うべきである。この点は、議会のみが論議を尽くし、必要があれば一定の解決をつけるべき課題である」。

ところで、この領域については、議会も法律の見直しを余儀なくされるのではないのでしょうか。それは、欧州法の影響があるためです。

八 欧州法とイギリス 一九五〇年に欧州人権条約が可決され、その実効をはかるため、人権委員会と人権裁判所がストラスブールに設置されています。いままで私がお話してきた、刑法領域の法改正は、最近、右機関の吟味を受けるに至っています。何人も、人権条約が保障する権利の侵害を受けたことを理由として、人権裁判所に訴えを提起するには、まず委員会に申立を行わなければなりません。委員会は、申立が有効なものかどうかを審査し、あわせて本案に関する意見も付します。ついで、申立は、裁判所に回付されます。終局判断を下せるのは、裁判所です。申立に理由があると認めるときには、損害賠償を認めることができます。

イギリスは、右条約との関連ではやや微妙な立場にいます。というのも、イギリスは、条約の当事国なので、ところが、条約を国内法にする法規定はまだ制定されていないのです。このため、裁判所は、条約をそのまま適

用できないのです。しかし、個々の市民は、ストラスブール所在の委員会、裁判所に対してイギリスを相手に申立を行えるのです。今日は、二件の申立について、お話しします。

最初の申立は、マリーーによるものです。彼は、IRAのテロリストでした。警察で取調べを受けたとき黙秘し、公判でも証拠提供をしませんでした。当時すでに北アイルランドに適用されていた法律は、一九九四年の法律の三四条、三五条とほぼ同一のものでした。この法律にしたがって、北アイルランドの裁判官は、陪審なしに審理を行った上、マリーーの黙秘の事実から有罪を推定したのです。マリーーは、まず高裁に、ついで貴族院に上訴しました。裁判官が黙秘の事実から有罪であるとの推認をするのは不当であるというのがその理由です。しかし、上訴は認められませんでした。貴族院の判断はこうです。黙秘だけでは有罪の推認を導くほどのものではないことは確かだ、だが他方で、検察側が証拠により有罪の一応の証明をしているのに、被告人が黙秘しているとなると、検察側主張に対してなすべき言い分がないこと、したがって、有罪であるという推認を導くことは適切だ。マリーーは、ついで欧州委員会と人権裁判所に不服申立をしました。委員会、裁判所ともに、彼の主張には理由がないと判断しました。彼が侵害されたと主張している条文は条約の六条です。その主たる内容は次のようなものです。

「一号 何人も民事上の権利および義務の決定または、刑事上の罪の決定のため、法律で設置された独立かつ公平な裁判所による、妥当な期間内の、公正かつ公開の審理を受ける権利がある。……

二号 何人も刑事上の罪を問われた場合には、法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定される」。

マリーーは、黙秘の事実から有罪を推認するのは、不公正であり、さらには無罪推定と矛盾すると主張しました。人権裁判所は、マリーーの主張を退けました。一九九六年二月九日付けのタイム紙にその記事が載っています。

すので、その中からもっとも重要な部分を読みます。

「条約六条の公正な手続の概念の中核となるのは、特に明示されているわけではないが、警察の取調べを受けている際に黙秘する権利ならびに自己負罪拒否特権である。これが一般的世界的に認知された基準であることは、自明とさえいえる。かかる特典は、被疑者・被告人が政府機関によって不当な強制を受けるのを防ぎ、かくして、えん罪を防止するのに役立ち、六条の目的の実現がはかられるのである。…一方では、黙秘権・自己負罪拒否特権などの特典を認めながら、被疑者・被告人が黙秘したこと、質問に回答を拒否したこと、また、積極的に証拠を提出しなかったこと、これらだけを根拠にしたり、主たる根拠にして有罪を認定できるとするのは、明らかに矛盾している。他方では、被疑者・被告人が説明すべき事柄であるのが明白なのに、黙秘している場合、訴追側提出の証拠の説得性を評価するときに、この点を考慮にいれて差し支えない。黙秘権・自己負罪拒否特権があっても、このような考慮の仕方を阻むことはできないし、また阻むべきでもない。この点も、裁判所はごく当然のことと受けとめている。以上ふたつの両極の中間のどこかに基準線を引かざるをえない。とすると、それがどのあたりになるのであれ、『黙秘権』のこうした理解に照らすと、これが絶対的権利かどうかという問いに対しては、違うと答えざるを得まい。個々の事件で問うべきなのは、訴追側提出の証拠は有力なものであって、被告人こそ答えを示すべきだと言えるほどのものかどうかである。その際、各国裁判所は、被告人が黙秘を選んだことだけで有罪と断定できないのは確かなことだ。被告人に不利な証拠に照らすと、被告人がなすべき立場にあるとみていい説明・弁解が求められている、そのように言える場合に限り、『かかる説明・弁解をしない、だから、被告人は有罪である、このような推認をすることは、常識的に見ても許される』。」

そして、人権裁判所は、本件について、次のように判断しました。取調べられた証拠に照らすと、マリーに

不利な事実が相当有力に証明されている、したがって、常識的にはかかる事実をつきつけられているのに、沈黙しているのは、有罪の推認を導くことになる、しかも、かかる推認は、「拳証責任を檢察官から被告人に移し、無罪推定原則を破る効果はない」。これは、北アイルランド、イギリスの訴追機関からみると満足のいく結論だったと思います。

しかし、次のサウンダー事件については、そうは言えないようです。サウンダーは、ある有名な詐欺事件の被告人です。サウンダーは、ギニー株式会社専務取締役でしたが、他の取締役とともに、デイスティラー株式会社の敵対的な公開買付けの過程で行った犯罪で訴追されたのです。なお、ギニー社は、この買付けに成功します。一九八六年、通産省は一九八五年の会社法に従って査察官を任命して、ギニー株式会社によるデイスティラー株式会社株買い付けについて査察させました。査察官は、召喚権限を行使して、サウンダーの尋問をしました。得られた供述の写しを重大詐欺犯罪局に送付してきました。サウンダーは、逮捕され、後に三九件の犯罪で起訴されました。公判では、檢察官は、サウンダーが査察官にした供述を利用して、彼が事情を知っていたことを証明し、また陪審面前で彼がした供述を弾劾しました。裁判官も、陪審に対する説示でこの証拠について触れています。サウンダーは、犯罪一二件について有罪と認定され、五年の拘禁刑に処されました。高等裁判所に上訴しましたが、認められませんでした。

そこで、サウンダーはさらに欧州人権委員会に提訴したのです。人権条約六条違反を主張しました。自己負罪拒否特権は、公正な裁判が暗黙に含む要件であるというのです。したがって、査察官に対しては、供述を強いられていたのに、公判でこれを自己の不利に使用したのは、不正だというのです。イギリス政府は、サウンダーは会社取締役として秘密情報を知ることのできる地位にいた、かかる特殊の役職にいる人物については、自己負

罪拒否特権を排除しても差し支えない、このように主張しました。しかし、人権委員会は、サウンダーの不服申立を認めたのです。このように述べました ([1994] 18 E.H.R.R.C.D. CD23 at CD31)。

「委員会は、申立人が事実上自己負罪を強制されたものであり、しかも、自己負罪となる資料が公判においても本人に不利益な証拠中、すくなくならず重要な役割を果たしていると認定する。

政府は、申立人が証拠を提出したのは、通産省の審問で得られた証拠に対する反証提出のためである、と反論している。しかし、当委員会は、政府提出の意見書においても、供述調書の写しの真の価値は反対尋問の過程で発揮されたものであるが（つまり、申立人の弁解の矛盾を指摘したこと）、それ自体不利益事実の承認を含んでいることは、否定できないと認めざるを得ない。

かかる状況のもとでは、当委員会としては、申立人は、公判廷において、黙秘権を行使し検察官が訴追内容を証明するのに任せるのではなく、自ら証言台にたたざるをえなくなる圧力が一層加えられたものと考えざるを得ない。

以上、述べたことに照らして、当委員会は、次のように認定する。申立人から強制権限を行使して自己負罪証拠を得た上、これを本人の公判でも使用することは、あまりに目にあまるものであり、本人に対する刑事訴追について防御する能力を著しく制約するものである。かくして、申立人は、人権条約六条一項の定める公正な聴聞を奪われている」。

九 自己負罪供述強要の当否 サウンダーの申立は、最近、欧州裁判所に付託されました。裁判所が、人権委員会と同じ見解にたつとすると、これは、重大詐欺犯罪局が詐欺罪を捜査し、訴追する権限に対するゆゆしい打撃を意味します。イギリスのみならず、他の多くの国にとってそうなるでしょう。何故なら、これらの国々でも、

会社の取締役の責務、したがって、他人の財産に関する義務を引き受けた者は、かかる義務の実現に関する質問には答える義務もおわされているからです。黙秘権の効果として、かかる人を召喚し説明を求めたり、彼等が提供した情報を刑事手続で利用することは一切できない、とするのが望ましいのかどうか。これは、重要な問題です。私自身、この問いに対するはつきりした答えは、まだないのです。

(補足) 講演のあと、出席者と講演者の質疑がなされた。以下、訳者の責任で論点ごとに要約して紹介する。

(一) 取調べに関する日英の違いについて 日英の警察の取調べの違い、また自白率の違いを議論の前提として共通認識しておくべきではないかとの発言に答えて、フィリップス卿は、イギリスでも警察の取調べに対する自白率は高いこと、しかし「ひどい」取調べが一般的になされているという認識はもっていないこと等を指摘された。さらに、イギリスでは取調べは数時間程度で終わると認識していると指摘された。このほか法律上公選弁護人選任の権利、弁護人との接見、取調べ立会いの権利保障について簡単に紹介された。

(二) 黙秘と不利益推認の当否について (日本、アメリカ、イギリスの比較) フィリップス卿から日本では公判廷で黙秘する被告人はどれくらいいるのかと質問されたが、これに対して、出席された裁判官から、自分の実務経験に照らすと黙秘権の説明はしているにも拘らず実際に黙秘する被告人はいなかったこと、ただ、黙秘自体から不利な認定をしてはならないと教えられていること、にも拘らずマリー事件の欧州人権裁判所が述べているように、被告人に不利な事実が相当証明されているのにも黙秘しているとすると有罪と推認してもやむをえないという考えが実務感覚にも一致するように思うことなどの指摘・示唆があった。同卿もそうした実務感覚こそイギリスでも自然なものと受け止められている旨指摘された。

また、米英の比較に関連して、次のような趣旨の質問があった。アメリカ憲法上被告人は証人になる・ならぬの選択権が自己負罪拒否特権の一内容として保障されており、従って証人にならない事実を不利な事情に考慮してはならないとされている。そのほうが自己負罪拒否特権の性質にもふさわしいと思われる。英米は、自己負罪拒否特権の起源を共有するのに、イギリスは異なる道を歩みはじめたようだが、そうした違いがでてきた理由は何か。これに對して、同卿は、検察官が被告人の有罪を相当証明している段階で、被告人が証人になろうとしない、つまり黙秘する場合、陪審員からみれば十分な反論ができないからであると推論するのはやむをえないことではないか、イギリスではその点の不利益評価を禁止する不自然なことをせず、陪審員の自由な判断に委ねる道をとったのだと思うと説明された。

(三) 「不利益推認」と「合理的疑いを超える証明」の原理との関係　まず、①黙秘権行使と不利益推認の導入の結果、従来なら合理的疑いが残り無罪になる事件で、かかる推認が加わることで有罪に転ずることは考えられないか、②黙秘権制限立法は、取調べのありかたそのものになんらかの変化を及ぼしているのか、あるいは、公判での事実認定の局面にのみ影響を与えているのかについて質問があった。また、①に関連して、有罪認定の心証形成の程度が従来より低くなるのではないかと質問もあった。同卿は次のように答えた。

①に関して。まず今は陪審への説示は検察官は被告人が有罪だと証明したかどうかを判断するとしか説明しない。陪審としては、検察官の立証後も疑問が残ったが、被告人側が黙秘していてその疑問を説明しなければ有罪と判断する、そんな心証形成をする。したがって、被告人が証拠を提出しない場合には、以前より有罪を認定しやすくなっているのではないか。なお、陪審説示については、「合理的な疑いを超える証明」があるという趣旨の説明はあまり使われていない。これは、「合理的疑い」という説明をしても陪審の混乱を招くだけで、理解し

てもらえないからである。ただ、それにしてもその説示は、先述のコーワン事件判決の紹介で引用したようなものである。これを読み上げたとき、一般市民たる陪審員が十分に理解できるか実は疑問がある。

②に関して。今の段階では、取調べ実務、裁判官の実務に変化はないし、そう大きな変化をもたらすとは考えていない。但し、この立法の結果、被告人の自白が増えるとは考えていない。もともと多くの被告人は警察段階で自白している。問題は常習的な犯罪者の態度に変化を及ぼすかだが、この点は定かではない。おそらく弁護人がいかなる助言を与えるかが決め手になるように思う。

ついで、①不利益推認だけで有罪の認定はできない、一定の証拠が要するということだが、この点について詳細な陪審説示がなされるのかどうか、また不利益推認を認めるのは、結局検察官の挙証責任をなくすのに等しいのではないか、②イギリスの新立法について、取調べ段階で弁護人が付いて被疑者は助言を得られることが、黙秘から不利益推認を許してもいい理由と考えられているとみていいのかについて質問があつた。同卿の答えは次の通りである。

①に関して。まず、イギリスでは、検察官立証終了段階で、被告人側は一応の有罪証明がないことを理由に手続打ちりを求める。有罪の一応の証明があると判断されると被告人側立証段階になるが、その後裁判官は説示の段階で黙秘の事実だから有罪を認定してはならないと説示する。検察官が積極的に有罪を立証すべきことが求められている。被告人が黙秘していても、検察官の立証に確信が持てなければ、陪審は無罪とすることになる。こうしてまず検察官が有罪証拠を提出する責任を負担して立証がすすむと、被告人から無罪証拠を提出しなければ有罪認定がなされる段階がくるのは当然だ。その限度では、挙証責任が被告人側に移るといってもいい。が、これは不合理なこととは思わない。

②に関して。被告人が公判廷で弁護人が黙秘しろと助言したから黙秘したと弁解した場合、どうするかという問題が出てくる。黙秘の理由が有罪だからなのか、弁護人が法的判断を誤ったからなのか、わからない。裁判官としては、困った事態に直面することになる。陪審員に、弁護人の助言の理由は自由に推測してくれと説示する訳にもいかない。この問題はいずれ上級審でも争われることになると思う。

さらに、被告人が公判で証言した場合、悪性格の立証で弾劾できるか質問があった。同卿の答えは次のようなものであった。裁判官は、前科がある被告人については、「だからといって起訴事実についても有罪である可能性が高いと考えてはならない」と陪審に説示しなければならず、逆に、前科のない被告人については、「だからといって有罪である可能性が少なくなると考えてはならない」と説示しなければならない。その意味で、前科と有罪認定との関係は、裁判官にとっても陪審にとってもやっかいな問題である。また、検察官の前科など悪性格立証を回避するため、被告人があえて黙秘する場合もある。